

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和4年5月18日(水) 午後2時00分開会
午後3時45分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
27	摂津市立小中学校通学区域等審議会委員の委嘱等及び諮問の件	承認
28	令和4年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件	承認
29	摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件	承認
30	摂津市学校歯科医の解嘱及び委嘱の件	承認
31	摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認

報告事項

番号	件名
1	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
2	令和4年度生徒指導主事任命の訂正について
3	令和3年度の問題行動等まとめ、令和4年度4月までの問題行動等報告について
4	令和4年度4月までの問題行動等報告具体的事案について
5	各課事業日程報告について

出席者

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 坂井知子 藤村裕爾</p>	<p>教育総務部長 教育政策課長 教育総務部参事 兼学校教育課長 学校教育課参事 (教育指導担当) 学校教育課参事 (教職員人事担当) 教育支援課長 兼教育センター所長 生涯学習課長 学校教育課長代理 教育支援課長代理 教育政策課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 教育政策課係員 教育政策課係員</p>	<p>小林寿弘 松田紀子 河平浩一 松本拓三 田中大介 武田進介 中尾昌志 羽田行伸 小原理乃 藤原崇裕 井上智之 藪田江里佳 赤木莉杏子</p>	<p>次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 こども教育課参事 出産育児課長</p>	<p>大橋徹之 石原幸一郎 古賀順也 浅田明典 中川資子 坂本真輔</p>
---	--	---	---	---	---

教育長	<p>ただいまから、令和4年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元教育長職務代理者です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は付議事件が5件、報告事項が5件ございます。まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。</p> <p>議案第29号及び報告事項(4)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じません。</p> <p>従いまして、議案第27号から進み、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて、秘密会を宣言し、報告事項(4)、議案第29号の順に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	異議なし
教育長	<p>異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。</p> <p>まず議案第27号「摂津市立小中学校通学区域等審議会委員の委嘱等及び諮問の件」について教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第27号「摂津市立小中学校通学区域等審議会委員の委嘱等及び諮問の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p> <p>【以下、議案書等により説明】</p>
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
大矢委員	会議は年間で何回の開催を予定されていますか。
教育政策課長	年間4回の開催を予定しております。
坂井委員	学校関係者のうち小中学校長会から3名任命されるとのこと

すが、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の校長が入らないのはなぜでしょうか。

教育政策課長 当該校の校長が委員になった場合、第三者の視点で審議いただくのは難しいと考えたため、オブザーバーとして参加いただけたらと考えております。

教育長 他にご意見・ご質問等がございますか。
ご質問等が無いようですので、議案第27号「摂津市立小中学校通学区域等審議会委員の委嘱等及び諮問の件」について原案とおりに承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし

教育長 異議なしとのことですので、議案第27号「摂津市立小中学校通学区域等審議会委員の委嘱等及び諮問の件」については承認いたします。

続きまして、議案第28号「令和4年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案第28号「令和4年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
ご質問等が無いようですので、議案第28号「令和4年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について原案とおりに承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし

教育長 異議なしとのことですので、議案第28号「令和4年度摂津市立

小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」については承認いたします。

続きまして、議案第30号「摂津市学校歯科医の解嘱及び委嘱の件」について教育政策課から説明をお願いします

教育政策課長 議案第30号「摂津市学校歯科医の解嘱及び委嘱の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
ご質問等が無いようですので、議案第30号「摂津市学校歯科医の解嘱及び委嘱の件」について原案とおりに承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし

教育長 異議なしとのことですので、議案第30号「摂津市学校の歯科医の解嘱及び委嘱の件」については承認いたします。

続きまして、議案第31号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課参事
(教職員人事担当) 議案第31号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

坂井委員 勤務の割振りについてももう少し説明をお願いできますか。

学校教育課参事
(教職員人事担当) 教員の勤務時間は通常7時間45分ですが、例えば職員会議に参加し、勤務時間が1時間超過した場合は、別の日に1時間の勤務を

割り振ることができます。この勤務の割振りが超勤4項目に適用されることとなります。

坂井委員 今回の改正は、教員の残業時間の削減につながるのでしょうか。

学校教育課参事
(教職員人事担当) 宿泊を伴う学校行事の引率業務については、これまでは半日単位の割振りのみ可能でしたが、今回の改正で1時間単位での割振りが可能となりました。7時間45分を超過した分は他の日に割り振り、早く帰ることができるので、働き方改革につながると考えております。

大矢委員 7時間45分を超過した分は、他の日に早く帰れるとのことですが、本当にそうなるのでしょうか。

学校教育課参事
(教職員人事担当) これまでは半日単位でしたので割り振りしにくいことがありましたが、1時間単位となったことで割り振りしやすくなり、教員も早く帰りやすくなると考えております。

大矢委員 改正した規則はいつから施行でしょうか。

学校教育課参事
(教職員人事担当) 本日規約改正のご承認をいただければ、本日から施行になります。

教育長 大矢委員の質問の趣旨は、制度上早く帰ることができることになっても、実際には、教員が帰れないのではということだと思います。
超勤4項目のうち、職員会議等の場合はこれまでも1時間単位での割振りが可能だったが、今回の改正で、宿泊行事も1時間単位で割振りが可能になったというわけではないのでしょうか。

学校教育課参事
(教職員人事担当) これまでは宿泊行事の割振りは半日単位でしたが、今回の改正で1時間単位でも割振りが可能になりました。さらに今回の改正で、宿泊行事以外の超勤4項目についても1時間単位での割振りが可能になりました。

大矢委員 例えば7時間45分の勤務時間内に、職員会議に参加したことに

	より、教材研究で1時間超勤となる場合は別日に割振りが可能でしょうか。
学校教育課参事 (教職員人事担当)	勤務時間の割振りが可能なのは、超勤4項目のみとなりますので、教材研究で超過勤務となる場合は認められません。
大矢委員	そういうことであれば、職員会議が無駄に長くならないようにお願いしたいと思います。
教育長	超勤4項目以外の事務は、超勤給特法で月給4%の残業代の対象となりますので、別の日に割振りができないということになります。
大矢委員	また、不妊治療休暇について、今までは無給の休暇だったが、出生サポート休暇により、5日以内であれば有給の休暇の扱いになるという解釈でよろしいでしょうか。
学校教育課参事 (教職員人事担当)	おっしゃるとおりでございます。
教育長	他にご意見・ご質問等がございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第31号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第31号「摂津市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。 続きまして、報告事項(1)事業実施に伴う後援名義の使用承認について、教育政策課より説明をお願いします。
教育政策課長	[事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明]

教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
大矢委員	新規事業の「子ども向け講座」の対象年齢は決まっているのでしょうか。
教育政策課長	小中学生が対象となっております。
教育長	他にご意見・ご質問等がございますか。 それでは次に進みます。報告事項（２）令和４年度生徒指導主事任命の訂正について、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課参事 （教職員人事担当）	[令和４年度生徒指導主事任命の訂正について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。 それでは特にございませんので、次に進みます。報告事項（３）令和３年度の問題行動等まとめ、令和４年度４月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課参事 （教育指導担当）	[令和３年度の問題行動等まとめ、令和４年度４月までの問題行動等報告について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
藤村委員	私は大学で教員養成に関わっているのですが、学生の中には不登校を経験した学生がおります。その学生達の話を知ると学校に十分に対応してもらえなかったと捉える学生が多くいました。事務局からの報告では、学校での対応件数が出ていますが、子ども達に対して具体的にどのように手立てを講じたのでしょうか。例えば摂津市では適応指導教室を実施していますが、どれくらいの子供達に関わっているのでしょうか。
教育支援課長	相談対応のみであれば多くありますが、年間を通じた相談や、プ

プログラムを体験された方は令和3年度は20人程度でした。

藤村委員 その20人は不登校児童生徒の何パーセントににあたるのでしょうか。

教育支援課長 手元に資料がございませんので数値は分かりかねますが、不登校児童生徒全体でみた場合、割合は少なく担当課としても課題と捉えております。

藤村委員 他市の同様の施設でも、数人の子どもしか来ない話も聞きます。学校や市でも対応されていると思いますが、取りこぼれた子どもも多くいると考えられます。私の知り合いが、不登校児童の指導や、保護者の相談など積極的に不登校支援の活動をされています。

 学校の敷居が高く、十分な手立てを講じてもらえないから学校以外の支援を望む方もいると聞きます。

 教育委員会や学校の取組だけでは限界があり、今後は民間団体等とも連携して対応する必要があると思います。

 報告書に書いてある対策のみならず、そのような視点でも検討していただきたいと思います。不登校問題は、将来的にはひきこもりやニートにつながる場合もありますので、子ども達の自立を目指す手立てを、公的機関と民間団体等が連携して対応できるような体制を検討していただきたいと思います。

教育長 藤村委員のお話で、不登校を経験された大学生は不登校状態の時にどんな風に学校に関わってほしいと思っておられたのでしょうか。というのは、私は中学校現場から離れ、教育委員会事務局で適応指導教室を担当しておりました。最初の頃は、学校に行けない子を登校拒否と言っていましたが心理学的なアプローチが始まり、不登校という名前に変わりました。心理的なアプローチでは、無理な登校刺激は良くないという考えがあり、子どもが安心して過ごすことができる家庭に、学校が近づいていくと、子ども達の居場所がますます無くなってしまいうためやめた方がいいという意見もあり、当時の先生も迷われたと思います。藤村委員の大学の学生が不登校の時にどんな支援、どんな関わりを求めていたのか、また保護者の方もどんな支援を求めておられたのかを教えていただけたら、教育委

員会としても今後の参考になると思いますので、もしよろしければ
お願いします。

藤村委員

不登校の原因はさまざまな要因があり、ケースバイケースの関わり
になると思います。過度の登校刺激は良くないと言われますが、
関わりを求める子ども達は一定いると思います。不登校の問題は学
校に来さえすれば良いというものではなく、社会的な自立を目指す
ものだと言われています。そのためには、子どもが求める居場所、
例えば学校を求めるなら学校に行きやすい雰囲気をつくる。フリー
スクールで同じ境遇を抱えた子ども達が活動する。あるいは数人規
模で勉強を教えながら子ども達との関わりをつくる等さまざまな
子どもの居場所づくりが考えられます。市や学校など公的な機関が
実施する中で救いきれない子ども達がいると考えています。その部
分をきちんと調べて、民間団体等と連携してその問題に応じた支援
ができる仕組みづくりができればいいと私は思います。

教育長

従来は適応指導教室は再登校を目指すことを重要視されていた
のですが、現在は文部科学省も学校だけが全てではないという方針
を打ち出していますので、教育委員会としても、民間のフリースク
ール等を含めて、子どもたちの居場所として、まずは実態を把握す
る必要があると思います。

大矢委員

不登校になった子どもの保護者は、教育センターなどで相談を受
けられると思うのですが、親が集まれる場が摂津市にはないと聞い
ておりますので、そういう場ができたらいいなと思います。

教育長

不登校親の会というような形で、例えばフリースクールの方に講
師に来ていただくなど一度検討をお願いします。

昔、小学生の子どもが適応指導教室に来たいと思ってくても、
毎日通うのが難しいということがありました。鳥飼小学校に適応指
導教室があったのですが、一中や三中校区の小学生が毎日通うとな
ればなかなか難しく、物理的な課題もあると思います。しっかりと
考えて取り組んでいただくようにお願いします。

坂井委員

いじめの件数が増えていることについて、教職員によるいじめの

定義に基づいた認知が積極的に行われた成果もあると分析されていますが、資料では「いじめ発見のきっかけについては教職員が発見したケースが少ない」とあり、矛盾しているように思いますが、教職員が発見するきっかけはどういうケースが多いのでしょうか。

学校教育課参事
(教育指導担当)

乱暴な言葉遣いや、嫌なことを言ったという場面に教職員が遭遇し、いじめとして認知してきたことが件数の増加につながっていると考えております。しかし、児童生徒の意識調査では、「嫌な思いをしたことがある」と回答したものが教職員の認知件数よりも多く、校外含めて教職員のいない場面で、子ども達が嫌な思いをしていることが考えられます。

坂井委員

教職員への相談が少ないということで、先生と面と向かって話しにくかったり、周りの目も気になるなどの原因があると思います。吹田市では一人一台のタブレット端末で使用できる「マモレポ」というツールで匿名での相談ができたたり、他県では保護者が相談できるツールがあるようですが、摂津市でも今後導入を検討されることはないのでしょうか。

学校教育課参事
(教育指導担当)

他市の情報等も確認しながら検討したいと考えております。

教育長

今ご指摘いただいた議案書35ページ「摂津市におけるいじめと認知された学年別被害者数と児童生徒の令和3年意識調査の比較グラフ」ですが、棒グラフがいじわるをされた・嫌な思いをしたと答えた児童生徒の数で、折れ線グラフが教員がいじめと認知した被害者の数と捉えたらいいのでしょうか。

学校教育課参事
(教育指導担当)

おっしゃるとおりでございます。

教育長

このグラフをみると、特に小学1、2年生は、嫌な思いをしたことがあると回答する割合が多く、先生の認知が他の学年に比べて、少ないことがわかります。他市の同様のグラフを見たとき、小学1年生の認知が高い学校もありましたので、今回の結果は摂津市の課

題であると捉え、小学1年生から教員がいじめを認知する仕組みを他市の取組を参考にしながら、検討していただきたいと思います。

坂井委員

不登校者数が中学校1年生に多いことが気になります。小学6年生は入学前に乗り入れスクールや出前授業等の経験はできるのですが、例えば小学校低学年と中学生の交流や同じ中学校区内の小中学校の交流をして、中学校1年生の壁を少しでも低くなるような校区同士の連携を増やしていただきたいと思います。

教育長

新規の不登校者数を減らすことを目的に摂津市では「魅力ある学校づくり」に取り組んできました。その取組を始めて2年または3年目になると思いますが、コロナの問題があるにしても、新規の不登校者数がこれだけ増えていることは課題と捉える必要があります。「魅力ある学校づくり」が効果的に行われているのか今一度事務局としてしっかり確認していただきたいと思います。

それでは、令和4年度4月までの問題行動等報告について引き続き学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課参事
(教育指導担当)

[令和4年度4月までの問題行動等報告について説明]

教育長

「1. 問題行動件数」の「いじめ」について、法律上のいじめ、すなわち人間関係のトラブルで対象となった子どもが嫌だと思えるものが一番、社会通念上のいじめに該当するものが二番、これまで社会通念上のいじめだと該当されたものは3件だったということですか。

学校教育課参事
(教育指導担当)

おっしゃるとおりでございます。

教育長

この3件はどんな内容のいじめでしたか。

学校教育課参事
(教育指導担当)

3件中、遊びに参加しなかったから無視されたという事案が2件、複数人から揶揄されたという案件が1件でした。

学校教育課参事
(教育指導担当) 「3. 暴力行為件数[内繰り返し、対教師暴力件数]」の表をご覧ください。「件数」は暴力行為全体の数で、「繰り回数」には全体の件数のうち繰り返しによる事案の件数がカウントされています。よって4月は暴力行為件数16件うち2件が繰り返しによるものがございます。

教育長 暴力行為件数も昨年度の4月に比べて多いです。嫌な言葉を言うという行為は暴力行為にはならないけれども、つい手がでてしまったといった軽度な行為でも暴力行為として数えるようになったから件数が増えたということでしょうか。

学校教育課参事
(教育指導担当) 故意に暴力をしたのか、偶然にしたことが暴力になってしまったのか定義に照らし合わせて学校から報告を受けております。

教育長 全ての行為を暴力と認識してしまうと、人によって暴力の捉え方が異なるように思います。暴力行為の捉え方についても考えていただきたいと思います。

坂井委員 件数が多いということはそれだけ教員が気付いているということだと思います。子どもが嫌な思いをした後の対応について、相手や周りの子どもへの指導等、改善に向けて取り組まれているのでしょうか。

学校教育課参事
(学校指導担当) 全ての事案にかかる改善に向けての実質的な対応までは把握できておりませんが、学校で取り組んでいるものと認識しております。

教育長 先ほどと同じことを申し上げますが、いじめや暴力の捉え方が、これまでの概念とずいぶん変わってきています。保護者や子どもに対して、どんな行為がいじめや暴力行為となるのかしっかり伝えていただきたいと思います。

他にご意見・ご質問等がございますか。

それでは次に進みます。報告事項(5)各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長

[各課事業日程報告について説明]

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
それでは特にございませので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。
では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長

それでは秘密会として再開します。
報告事項（４）「令和４年度４月までの問題行動等報告具体的事案」について、学校教育課より説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

教育長

これにて秘密会を解きます。
では、本日の案件は全て終了いたしました。
これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。
ご苦勞様でした。